

富山県立山町

ガイド付き E-BIKEツアー

ご予約はこちら



- ★ツアー料金に含まれるもの：E-BIKE利用料/ガイド料/施設利用料/ツアー実施中の交通費/保険/第4回のみ宿泊費・食費込み
- ★参加資格：小学校5年生以上、身長155cm以上の方となります。(但し、小中学生は保護者同伴必須となります)



体力レベル

★★★★☆



第1回

目指せ称名滝！

自転車初心者の方も大歓迎！ガイドと一緒に富山県随一の秘境スポット「称名滝」を目指しましょう。

【開催日】2024年6月16日（日）9：00～12：00

【参加費】5,500円（税込み）

【定員】5名（最少催行人員3名）

【集合場所】立山駅

第2回

立山信仰の里「芦峯寺」と マウンテンカート体験

立山山麓にあるスキー場の夏アクティビティ「マウンテンカート」の体験と立山信仰の里「芦峯寺」を巡ります。

【開催日】2024年6月23日（日）・8月25日（日）9：00～12：00

【参加費】7,000円（税込み）

【定員】5名（最少催行人員3名）

【集合場所】立山駅



体力レベル

★★★☆☆

体力レベル

★★★☆☆



第3回

標高差400mを下る 爽快サイクリングツアー！

標高475mの立山駅から立山町の中心部まで下りながら、町の観光名所を巡ります。帰りはサイクルトレインで立山駅へ戻るため体力に自信がなくても大丈夫！

【開催日】2024年7月21日（日）9：00～13：00

【参加費】6,500円（税込み）

【定員】5名（最少催行人員3名）

【集合場所】立山駅

第4回

E-BIKEと徒歩で行く 立山参道三十三観音巡り

岩峯寺から室堂までの立山道に点在する西国三十三観音の分霊像を巡る1泊2日のツアーです。岩峯寺⇨立山駅まではE-BIKE、立山駅～室堂はケーブルカーと徒歩で巡ります。

【開催日】2024年9月21日（土）9：00～22日（日）18：00

【参加費】35,500円（税込み）※宿泊・食事付き

【定員】5名（最少催行人員5名）

【集合場所】グリーンパーク吉峰



体力レベル

★★★★★

裏面へつづく

企画
実施

（一社）立山町観光協会

富山県知事登録旅行業地域-6号 旅行業務取扱管理者 金尾 公詳

住所：富山県中新川郡立山町1209-18駅前プラザ1階

TEL：076-462-1001

体力レベル

★★★★☆



第5回 尖山登山 & サイクリング

名前の通り、四方どこから見ても円錐形のとても不思議な形の「尖山」は山頂から立山連峰を望むことのできる、地元の人から愛される低山です。サイクリングと組み合わせて新感覚のアウトドア体験をお楽しみいただけます！

【開催日】2024年10月27日（日）8：00～13：00

【参加費】7,800円（税込み）

【定員】5名（最少催行人員3名）

【集合場所】五百石駅



第6回 祝文化の日 国指定名勝地「称名滝」と 立山信仰の歴史に触れる 「芦峯寺」探訪

落差日本一の「称名滝」と立山信仰の里「芦峯寺」で立山の歴史に触れる、文化の日を記念した特別ツアー。

【開催日】2024年11月3日（日）9：00～13：00

【参加費】5,500円（税込み）

【定員】5名（最少催行人員3名）

【集合場所】立山駅



体力レベル

★★★★☆

★気象条件などにより、ツアーを中止にする場合がございます、あらかじめご了承ください。

★E-BIKEレンタルに含まれるもの：E-BIKE/ヘルメット/グローブ/サングラス

★全ツアーガイド付き（添乗員なし）第5回は自転車ガイド+登山時は地元ボランティアガイド付き

ガイド紹介



E-BIKEは皆さんを未知の世界へとご案内します！
是非一度体験してみませんか？

立山町観光協会職員 金尾 公詳（かなお まさよし）

立山町出身の地元自転車ガイド。富山県サイクリング協会理事長。

前職の旅行会社で培った豊富な添乗経験を活かし、皆さんを楽しく安全にご案内します！

ご予約はこちら



ご案内（要約）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。（詳細は当協会のホームページ「ゆくとびたてやま」をご参照ください。）

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、一般社団法人立山町観光協会（以下「当協会」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。
- 当協会のお客様が当協会の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができますように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」という。）及び当協会の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 店頭にてお申込みの場合、当協会の定めた必要事項を記入した申込書の提出とお申込金のお支払いが必要です。
- 電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内にお申込金のお支払いが必要です。
- 当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約は成立します。お申込金は、旅行代金又は取消料もしくは違約金のそれぞれとして取扱います。
- 旅行代金のお支払い 旅行代金は、当協会が別に定める日までにお支払いいただきます。取消料、違約料及び追加料が発生した場合は、それをお支払いいただくことがあります。当該費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの 前項に記載されていないものは含まれません。例えば、超過手荷物料金、空港施設使用料、運送機関が課す付加運賃・料金、クリーニング、電話代等の個人的性質の諸費用・税等、自由行動時に要する費用、集合解散地までの交通費・宿泊費は含まれません。

6. 当協会による旅行契約の解除（旅行開始前）

- 当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります（一部例外）。
 - イ お客様が、申込条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ロ 最少催行人員に達しなかったことにより旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお知らせします。
- ハ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

7. 当協会の責任

- 当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当協会は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 当協会は、手荷物について生じた第1号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

8. 特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行の部）別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。ただし、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセール搭乗その他これらに類する危険な運動等によるものとするときは、当協会は補償金及び見舞金を支払いません。

- 取消料（お客様による旅行契約の解除） お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。（日帰り旅行にあつては10日前から取消料が発生します。）

20日前～8日前まで	7日前～2日前まで	前日	当日	旅行開始後
旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%